【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年４月15日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ日本厳選株アルファ・プラス　円コース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ日本厳選株アルファ・プラス　円コース
(愛称として「日本株ＤＸ(デラックス)」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「日本株ＤＸ円」)。

(5)【申込手数料】

3.24%＊(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。
＊2019年10月１日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。
※詳しくは、販売会社にてご確認ください。
申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(７)【申込期間】

2019年４月16日から2019年10月15日までとします。
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(８)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(９)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(発行価格×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に日本企業の株式に投資(一部ショート・ポジションを保有します)することにより、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は1,500億円です。

②　ファンドの商品分類※は、追加型投信／国内／株式です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	**国内**	**株式**
追加型	海外	債券 不動産投信
	内外	その他資産 資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	**年２回**	**日本**	
不動産投信	年４回	北米	
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年６回(隔月)	欧州 アジア オセアニア	
資産複合	年12回(毎月)	中南米 アフリカ	**ファンド ・オブ・ ファンズ**
	日々	中近東(中東) エマージング	
	その他		

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分	定義

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③　ファンドの特色

グローバルな視点で日本株を厳選し、さらに収益の上乗せも目指すファンドです

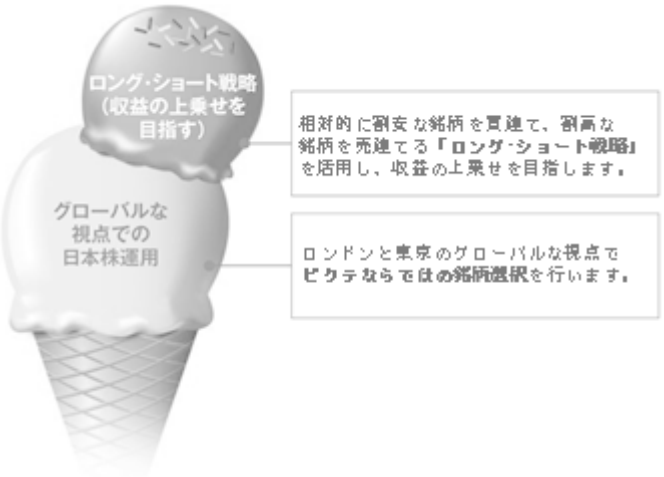

ａ　主に日本株に投資します

○主な投資対象は、日本企業の株式(REIT(不動産投資信託)も含みます)です。
○大型株に加え、中小型株も投資対象とします。
○成長性と割安度から魅力的な銘柄を厳選します。

日本株、でもグローバルな視点

- 東京だけではなく、ロンドンと共同し、他の海外拠点からの情報も活用して、グローバルな視点で銘柄を厳選します。
- グローバルな視点で業績や割安度などに着目し、魅力的な大型株から中小型株にまで幅広く投資することで、収益の獲得を目指します。

※上記はあくまでもイメージ図です。

b　一部ロング・ショート戦略を活用し、収益の上乗せを目指します

○通常の日本株投資だけではなく、一部にロング・ショート戦略を取り入れることで、収益の上乗せを目指します。

ロング・ショート戦略とは

- **株価は同業種の場合、似た動きをすることが多いといわれています。しかし、その中でも成長力の高い銘柄や逆に構造的に問題がある銘柄が存在するなど、相対的に株価に差が出ることがあります。**
- **ロング・ショート戦略とは、割安な銘柄を買建て、割高な銘柄を売建てることで、市場の方向性に関係なく収益を追及する運用手法です。**

＜イメージの一例＞

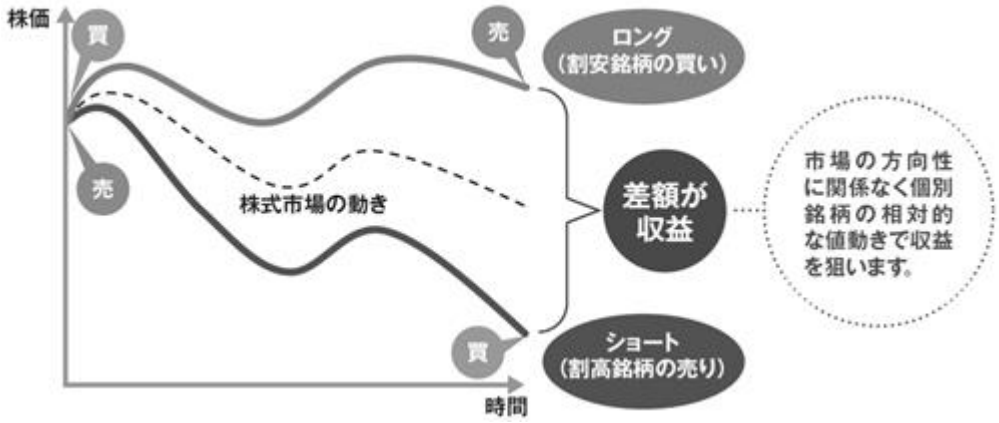

- **ファンドは、原則として通常の日本株投資に加え、デリバティブ取引を通じて、一部ロング・ショート戦略を活用します。**
- **ロング・ショート戦略のロング(買建て)とショート(売建て)の比率は概ね同程度とします。**
- **ロング・ショート戦略では、投資対象市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。**

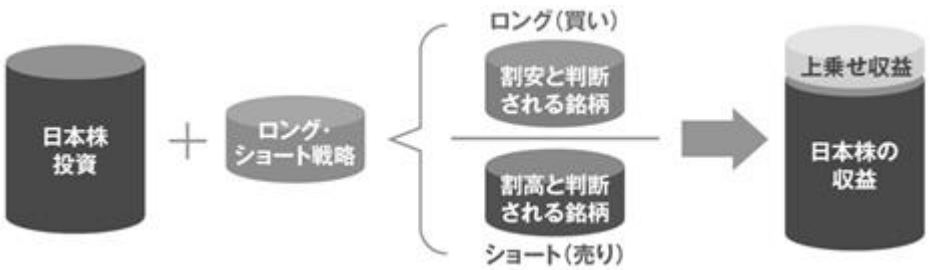

上記はファンドの運用手法のイメージを示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。実際の運用の結果、収益が得られず損失が生じる場合もあります。

(注)株式の実質組入比率が100%を超える場合があります。

＜投資プロセス＞

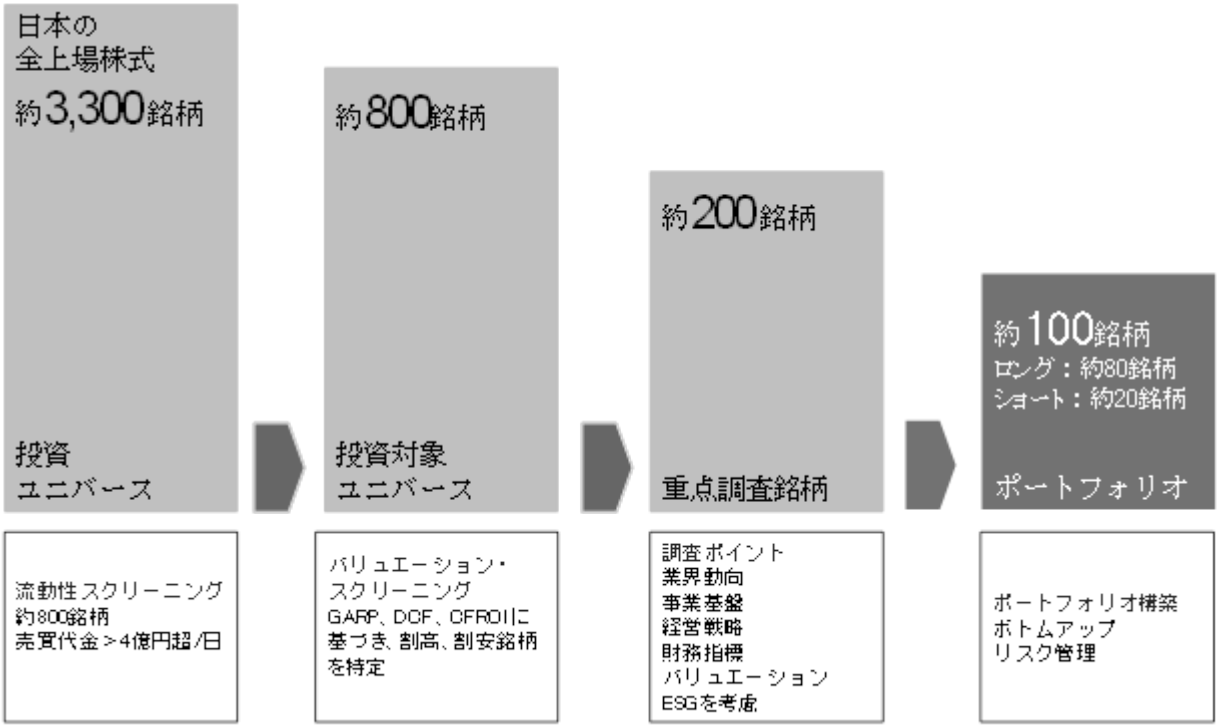

※投資プロセスは、2019年２月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2013年９月30日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人

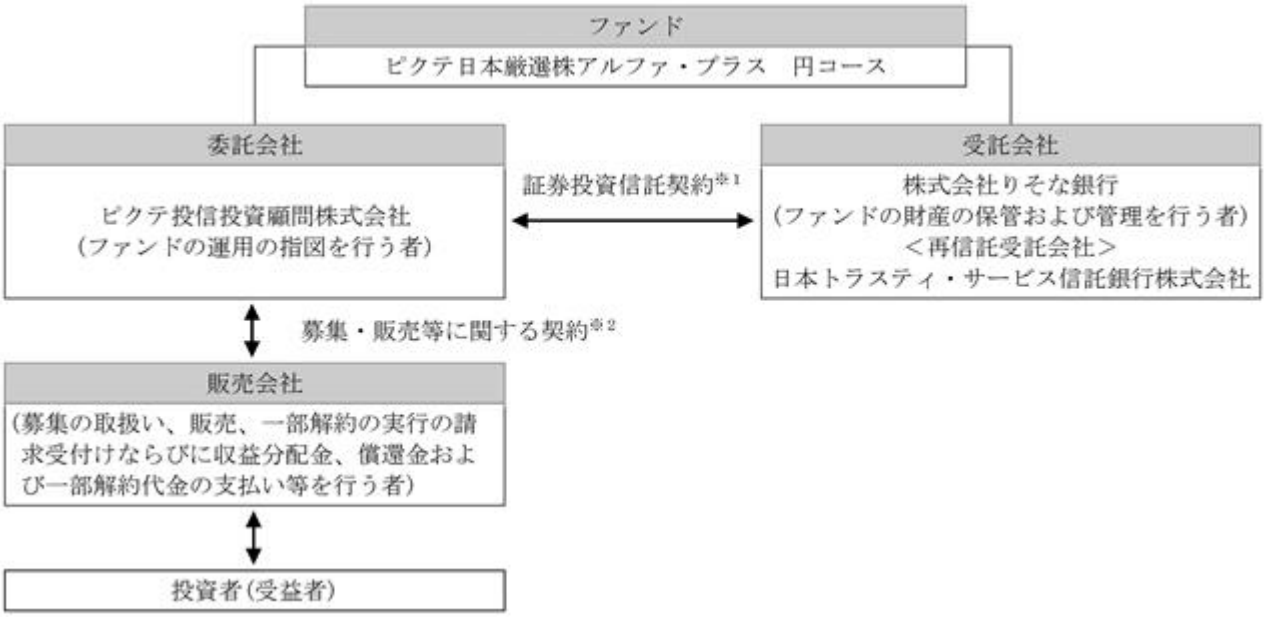

※１　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※２　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「日本株オポチュニティーズ・ファンド」および「ショートタームMMF　ＪＰＹ」の各投資信託に投資を行います。株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。

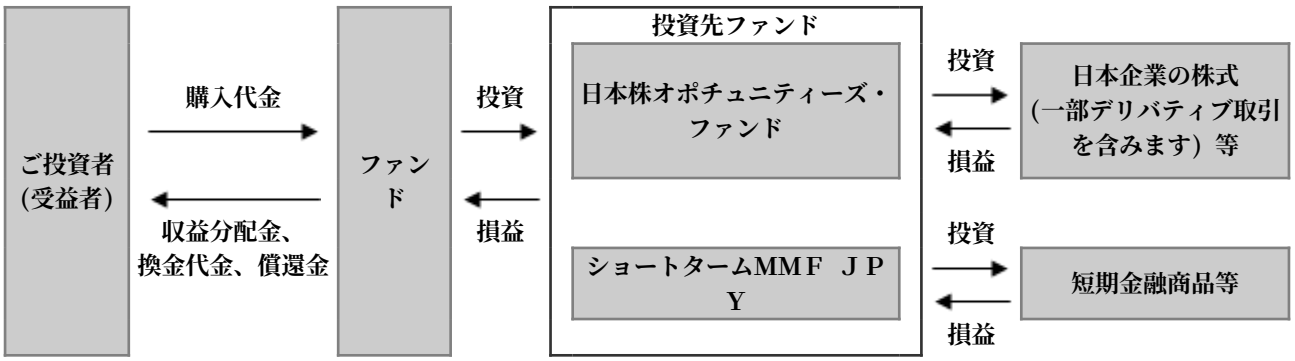

②　委託会社の概況(2019年２月末日現在)

・資本金：２億円

・沿　革：1981年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設

1986年　ピクテジャパン株式会社設立

1987年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得

1997年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更

1997年　投資信託委託業務の免許取得

2011年　大阪事務所開設

現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦　1227　ジュネーブ　カルージュ　アカシア通り60	普通株式　800株 A種優先株式　763株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に日本企業の株式に投資(一部ショート・ポジションを保有します)することにより、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

ａ 投資信託証券への投資を通じて、主に日本企業の株式に投資(一部ショート・ポジションを保有します)を行い、売買益の獲得を目指します。

ｂ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ｃ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

ｄ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドは、主に日本企業の株式に投資(一部ショート・ポジションを保有するものを含みます)を行う投資信託、元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)金銭債権((ａ)および(ｃ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(ｃ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ｂ 次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

ａ 短期社債等

ｂ コマーシャル・ペーパー

ｃ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａおよびｂの証券または証書の性質を有するもの

ｄ 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

ａ 預金

ｂ 指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

ｃ コール・ローン

ｄ 手形割引市場において売買される手形

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

ａ 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分

配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥ 投資先ファンドの概要

指定投資信託証券は、主に日本企業の株式に投資(一部ショート・ポジションを保有するものを含みます)を行う投資信託、元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

ａ ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド
クラスＰ ＪＰＹ受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資信託／円建て
主な投資方針	・日本の株式市場への投資を通じて収益の獲得を目指します。 ・一部ロング・ショート戦略を活用し、収益の上乗せを目指します。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.7% (管理報酬等の内訳およびその他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

※本書において上記ファンドを「日本株オポチュニティーズ・ファンド」という場合があります。

ｂ ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ クラスＩ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、Ａ２／Ｐ２以上とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMＦ ＪＰＹ」という場合があります。

（3）【運用体制】

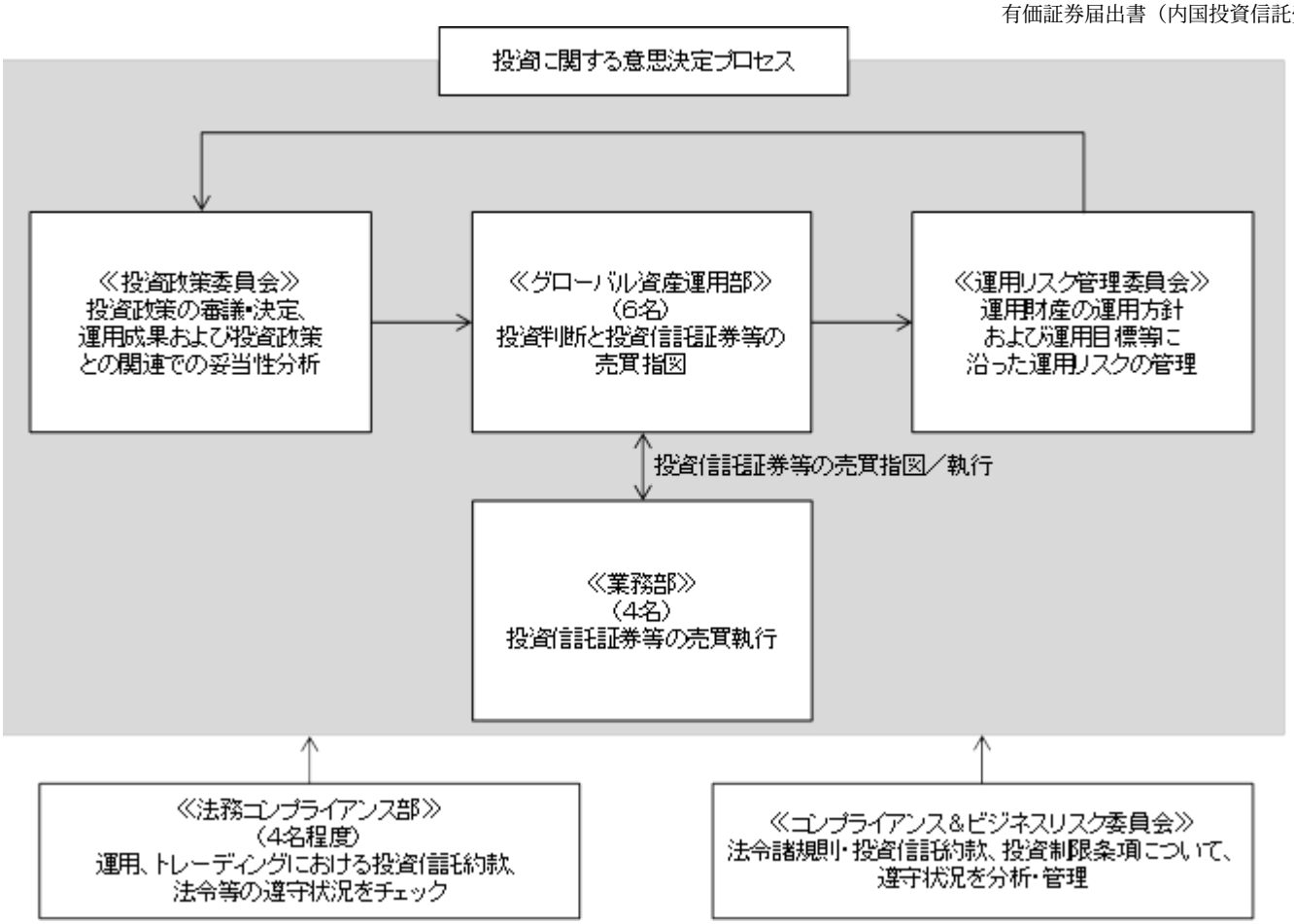

・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(４名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、2019年２月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ｂ 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ｃ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ａ 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ　売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④　ファンドの決算日

１月、７月の各15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤　収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜収益分配金に関する留意事項＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(５)【投資制限】

①　投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

②　投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

③　外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ｃ　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。
ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。
したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

ａ 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
・株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
・ファンドは、実質的にREITに投資する場合がありますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れているREITの価格変動の影響を受けることがあります。REITは保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。

ｂ ロング・ショート戦略によるリスク

・ファンドは、実質的な組入資産の一部において株式の売建て(ショート)を行いますが、当該売建て株式の価格が上昇した場合は基準価額が下落する要因となります。また、投資戦略の意図に反して、買建て(ロング)株式の価格が下落する一方で、売建て株式の価格が上昇した場合は、想定以上の損失が生じ基準価額が下落することが考えられます。

ｃ デリバティブ取引に伴うリスク

・ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行いますので、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。また、デリバティブ取引にかかる取引コストが生じ原資産の価格動向を下回る評価価格となる場合があります。
・実質的に店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

ｄ 流動性リスク

・市場規模や取引量が小さい場合および市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ｅ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
・ルクセンブルグもしくはロンドンの銀行の休業日、当該休業日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(２)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞

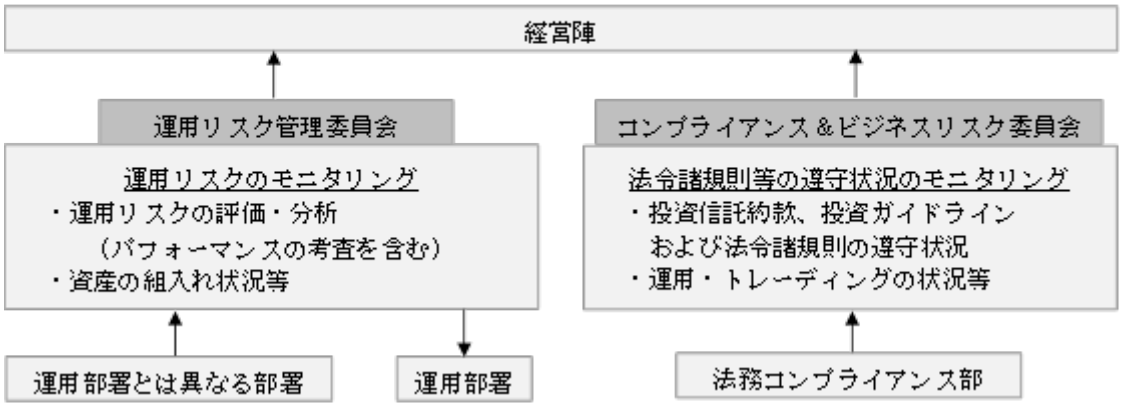

※リスクの管理体制は、2019年２月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率 および基準価額の推移	ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (ファンド：2014年９月～2019年１月 代表的な資産クラス：2014年２月～2019年１月)

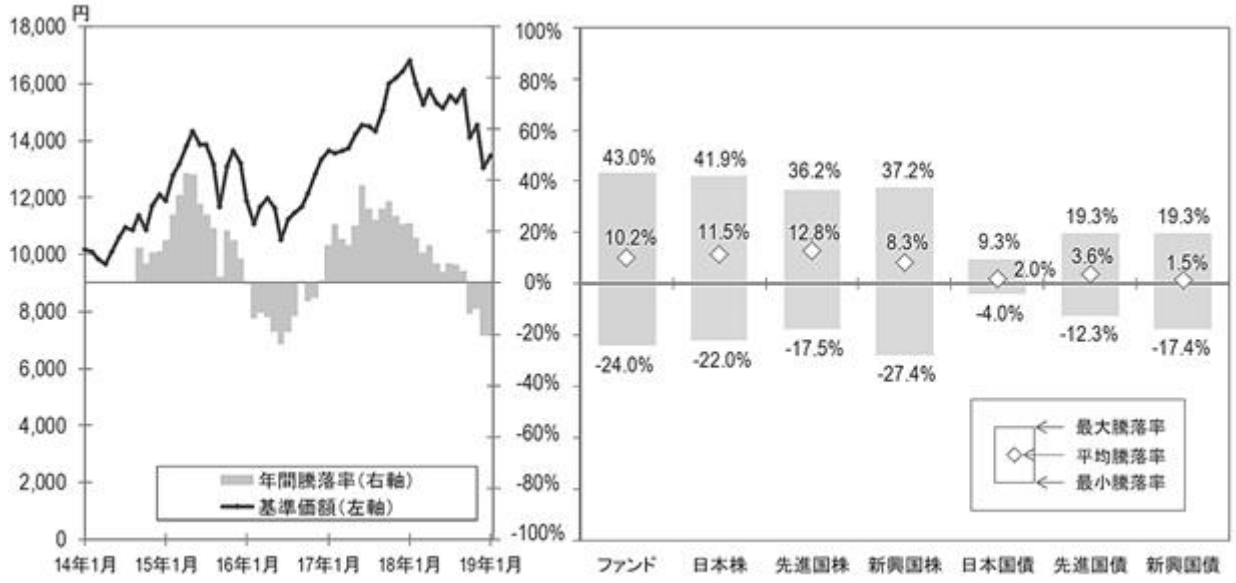

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、対象期間が異なることにご留意ください。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日 本 株　東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株　MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株　MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債　NOMURA-BPI国債
先進国債　FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

――― 上記各指数について ―――

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本)：FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.24%＊(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

＊2019年10月１日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

（２）【換金(解約)手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2096%＊(税抜1.12%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＊2019年10月１日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.232%となります。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%	年率0.75%	年率0.02%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

＜指定投資信託証券に係る報酬＞

日本株オポチュニティーズ・ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.4%

サービス報酬：純資産総額の年率0.28%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.02%

ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限)

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.9096%＊(税抜1.82%)程度となります。
＊2019年10月１日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.932%となります。
ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができ

ます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%＊(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

＊2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、0.055%となります。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。

なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

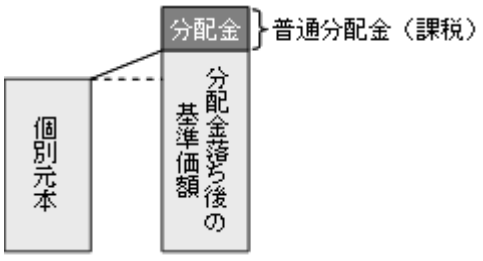

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

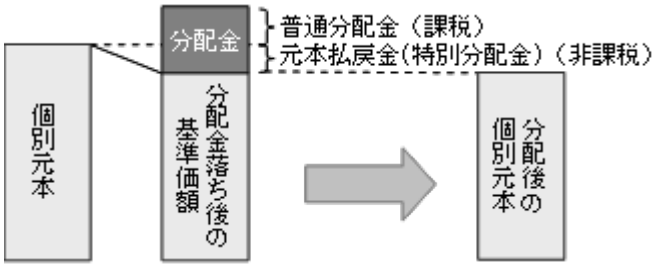

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
2038年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年１月１日以降	15%（所得税15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2019年２月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年１月31日現在です。

・投資比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	540,746,546	97.01
投資証券	ルクセンブルグ	10,956,455	1.97
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	―	5,703,238	1.02
合計(純資産総額)		557,406,239	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ　評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド　クラスＰ　ＪＰＹ	37,303.1558	14,171	528,623,020	14,496	540,746,546	97.01
2	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	108.5483	100,942.11	10,957,094	100,936.22	10,956,455	1.97

ｂ　種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.01
投資証券	1.97
合計	98.98

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年１月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		１万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１期末（2014年１月15日）	3,000	3,000	10,579	10,579

第２期末（2014年７月15日）	2,495	2,495	10,725	10,725
第３期末（2015年１月15日）	1,305	1,305	11,539	11,539
第４期末（2015年７月15日）	1,335	1,335	13,926	13,926
第５期末（2016年１月15日）	1,017	1,017	11,990	11,990
第６期末（2016年７月15日）	757	757	11,082	11,082
第７期末（2017年１月16日）	743	743	13,589	13,589
第８期末（2017年７月18日）	744	744	14,556	14,556
第９期末（2018年１月15日）	784	784	16,953	16,953
第10期末（2018年７月17日）	677	677	15,166	15,166
第11期末（2019年１月15日）	555	555	13,205	13,205
2018年 １月末日	775	—	16,801	—
２月末日	737	—	15,995	—
３月末日	697	—	15,279	—
４月末日	706	—	15,773	—
５月末日	687	—	15,329	—
６月末日	680	—	15,155	—
７月末日	684	—	15,584	—
８月末日	668	—	15,336	—
９月末日	676	—	15,766	—
10月末日	598	—	14,113	—
11月末日	615	—	14,554	—
12月末日	549	—	13,046	—
2019年 １月末日	557	—	13,491	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	１万口当たりの分配金(円)
第１期	2013年９月30日～2014年１月15日	0円
第２期	2014年１月16日～2014年７月15日	0円
第３期	2014年７月16日～2015年１月15日	0円
第４期	2015年１月16日～2015年７月15日	0円
第５期	2015年７月16日～2016年１月15日	0円
第６期	2016年１月16日～2016年７月15日	0円
第７期	2016年７月16日～2017年１月16日	0円
第８期	2017年１月17日～2017年７月18日	0円
第９期	2017年７月19日～2018年１月15日	0円
第10期	2018年１月16日～2018年７月17日	0円
第11期	2018年７月18日～2019年１月15日	0円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第１期	2013年９月30日～2014年１月15日	5.79
第２期	2014年１月16日～2014年７月15日	1.38
第３期	2014年７月16日～2015年１月15日	7.59

第４期	2015年１月16日～2015年７月15日	20.69
第５期	2015年７月16日～2016年１月15日	△13.90
第６期	2016年１月16日～2016年７月15日	△7.57
第７期	2016年７月16日～2017年１月16日	22.62
第８期	2017年１月17日～2017年７月18日	7.12
第９期	2017年７月19日～2018年１月15日	16.47
第10期	2018年１月16日～2018年７月17日	△10.54
第11期	2018年７月18日～2019年１月15日	△12.93

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付き)－前計算期間末の基準価額(分配落ち))÷前計算期間末の基準価額(分配落ち)×100

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第１期	3,273,438,686	437,621,416
第２期	52,815,605	561,417,276
第３期	32,375,616	1,228,028,003
第４期	23,040,479	195,965,596
第５期	7,225,586	117,564,894
第６期	775,638	165,810,357
第７期	43,717	136,346,534
第８期	2,700,335	38,181,591
第９期	848,975	49,564,241
第10期	7,922,503	23,994,256
第11期	42,534	26,277,538

(注)設定口数には、当初募集口数を含みます。

＜参考情報：運用実績＞ (2019年１月31日現在)

①　基準価額・純資産の推移

基準価額は、１万口当たり、信託報酬控除後です。

②　分配の推移(１万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第７期　17年１月	0 円
第８期　17年７月	0 円
第９期　18年１月	0 円

第10期　18年７月	0 円
第11期　19年１月	0 円
設定来　累計	0 円

③　主要な資産の状況

組入状況・組入上位10銘柄は、ファンドの主要投資対象である日本株オポチュニティーズ・ファンドの状況です。

［資産別構成比］

資産名	構成比
日本株オポチュニティーズ・ファンド	97.0%
ショートタームMMF JPY	2.0%
コールローン等、その他	1.0%
合計	100.0%

［組入状況］

	構成比	銘柄数
ロング	102.8%	84
ショート	-2.8%	4
ネット	100.0%	--

［組入上位10銘柄］

	銘柄名	業種名	構成比
1	トヨタ自動車	自動車・自動車部品	5.0%
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行	3.6%
3	日本電信電話	電気通信サービス	3.6%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行	2.7%
5	アサヒグループホールディングス	食品・飲料・タバコ	2.6%
6	東日本旅客鉄道	運輸	2.6%
7	塩野義製薬	医薬品・バイオテクノロジー	2.4%
8	信越化学工業	素材	2.4%
9	村田製作所	テクノロジー・ハードウェア/機器	2.2%
10	日立製作所	テクノロジー・ハードウェア/機器	2.0%

④　年間収益率の推移

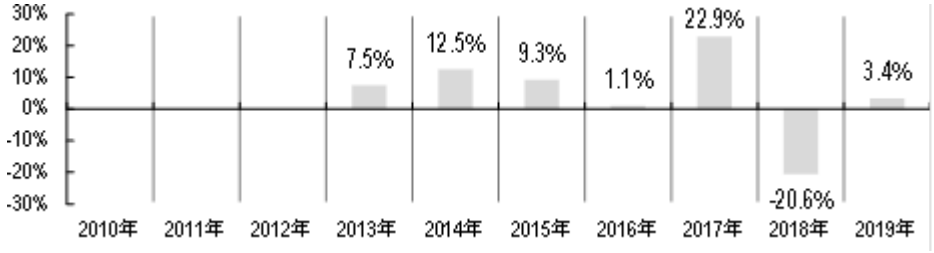

2013年は当初設定時(2013年９月30日)以降、2019年は１月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルグもしくはロンドンの銀行の休業日、当該休業日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

・3.24%＊(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。
＊2019年10月１日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。
※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ルクセンブルグもしくはロンドンの銀行の休業日、当該休業日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日においては、解約請求の受付けは行いません。

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「日本株ＤＸ円」)。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の１口当たり純資産価格で評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「日本株ＤＸ円」)。

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

信託期間は、2013年９月30日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(４)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年１月16日から７月15日までおよび７月16日から翌年１月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2014年１月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(５)【その他】

① ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(１)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

(１)ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

(３)ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第11期計算期間(2018年７月18日から2019年１月15日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ピクテ日本厳選株アルファ・プラス　円コース
(１)【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 ［2018年７月17日現在］	第11期 ［2019年１月15日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,100,093	9,451,494
投資信託受益証券	657,290,553	538,768,449
投資証券	13,420,049	10,957,094
未収入金	889,999	－
流動資産合計	682,700,694	559,177,037
資産合計	682,700,694	559,177,037
負債の部		
流動負債		
未払解約金	733,879	－
未払受託者報酬	77,128	67,741
未払委託者報酬	4,241,921	3,725,504
未払利息	30	27
その他未払費用	192,807	169,433
流動負債合計	5,245,765	3,962,705
負債合計	5,245,765	3,962,705
純資産の部		
元本等		
元本	446,692,976	420,457,972
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	230,761,953	134,756,360
（分配準備積立金）	297,573,316	280,068,852
元本等合計	677,454,929	555,214,332
純資産合計	677,454,929	555,214,332
負債純資産合計	682,700,694	559,177,037

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自　2018年１月16日 至　2018年７月17日	第11期 自　2018年７月18日 至　2019年１月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△77,635,957	△79,265,054
営業収益合計	△77,635,957	△79,265,054
営業費用		
支払利息	4,164	2,233
受託者報酬	77,128	67,741
委託者報酬	4,241,921	3,725,504
その他費用	192,988	170,703
営業費用合計	4,516,201	3,966,181
営業利益又は営業損失（△）	△82,152,158	△83,231,235
経常利益又は経常損失（△）	△82,152,158	△83,231,235
当期純利益又は当期純損失（△）	△82,152,158	△83,231,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,349,649	△780,560
期首剰余金又は期首欠損金（△）	321,744,276	230,761,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,487,151	20,065
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,487,151	20,065
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,666,965	13,574,983
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,666,965	13,574,983
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	230,761,953	134,756,360

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間期首の取扱い 信託約款第31条により、2018年７月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間期首を2018年７月18日としております。このため当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第10期 2018年７月17日現在	第11期 2019年１月15日現在
1．元本の推移		
期首元本額	462,764,729円	446,692,976円
期中追加設定元本額	7,922,503円	42,534円
期中一部解約元本額	23,994,256円	26,277,538円
2．受益権の総数	446,692,976口	420,457,972口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自　2018年１月16日 至　2018年７月17日			第11期 自　2018年７月18日 至　2019年１月15日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	10,616,747円	収益調整金額	C	10,020,733円
分配準備積立金額	D	297,573,316円	分配準備積立金額	D	280,068,852円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,190,063円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	290,089,585円
当ファンドの期末残存口数	F	446,692,976口	当ファンドの期末残存口数	F	420,457,972口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,899.36円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,899.35円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

I　金融商品の状況に関する事項

	第10期 自　2018年１月16日 至　2018年７月17日	第11期 自　2018年７月18日 至　2019年１月15日
1．金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左

３．金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第10期 自　2018年１月16日 至　2018年７月17日	第11期 自　2018年７月18日 至　2019年１月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
４．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第10期(2018年７月17日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△74,480,655
投資証券	△13,153
合計	△74,493,808

第11期(2019年１月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△78,775,543
投資証券	△10,362
合計	△78,785,905

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	第10期 (2018年７月17日現在)	第11期 (2019年１月15日現在)
１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	1.5166円 (15,166円)	1.3205円 (13,205円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－日本株オポチュニティーズ・ファンド　クラスＰ　ＪＰＹ	38,019.0847	538,768,449	
投資信託受益証券小計		38,019.0847	538,768,449	
投資証券	ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	108.5483	10,957,094	
投資証券小計		108.5483	10,957,094	
合計		38,127.6330	549,725,543	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド」のクラスＰ　ＪＰＹ受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同受益証券です。また、ファンドはルクセンブルグ籍の外国証券投資法人である「ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」のクラスＩ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国証券投資信託および外国証券投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資信託であります。当投資信託は、2018年６月30日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド クラスＰ ＪＰＹ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド

純資産計算書
2018年６月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	631,379,727.00
投資に係る未実現純利益／(損失)	22,339,493.00
投資有価証券時価評価額(注１)	653,719,220.00
現金預金(注１)	16,230,419.98
為替予約取引に係る未実現純利益(注１．ｇ，７)	24,314.25
	669,973,954.23
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注３)	223,365.98
未払年次税(注２)	16,649.98
その他の未払報酬(注４)	166,385.99
	406,401.95
2018年６月30日現在純資産合計	**669,567,552.28**
2017年12月31日現在純資産合計	**747,019,695.26**
2016年12月31日現在純資産合計	**736,059,465.06**

運用計算書および純資産変動計算書
2018年６月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	**747,019,695.26**
収益	
配当金、純額(注１．ｆ)	6,791,072.79
預金利息	174.82
その他の収益	76,985.73
	6,868,233.34
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	1,394,684.07
保管報酬、銀行手数料および利息	8,018,057.47
管理事務費用、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	1,012,271.36
年次税(注２)	33,586.07
取引費用(注１．ｌ)	220,506.30
	10,679,105.27
投資純利益／(損失)	**(3,810,871.93)**
投資対象売却に係る実現純利益／(損失)(注８)	45,331,906.55
外国為替に係る実現純利益／(損失)	(17,245.33)
為替予約取引に係る実現純利益／(損失)	(36,504.45)
先渡取引に係る実現純利益／(損失)	(10,125,730.39)
実現純利益／(損失)	**31,341,554.45**
以下に係る未実現純評価利益／(損失)の変動：	
- 投資有価証券(注９)	(83,948,180.00)
- 為替予約取引	39,690.35

運用による純資産の減少	**(52,566,935.20)**
受益証券発行手取額	7,127,125.25
受益証券買戻費用	(31,951,155.03)
再評価差額*	(61,178.00)
期間末現在純資産額	**669,567,552.28**

＊上記の差額は、2017年12月31日から2018年６月30日までにおけるサブファンドの通貨以外の通貨建てのシェアクラスに関する様々な項目をサブファンドの通貨へ換算した際の為替相場の変動の影響によるものです。

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2018年６月30日現在
（単位：円）

銘柄	通貨	数量	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
株式				
日本				
ADVANTEST	JPY	1,400.00	3,231,200.00	0.48
AGC	JPY	1,600.00	6,904,000.00	1.03
AMANO	JPY	2,500.00	6,545,000.00	0.98
ASAHI GROUP HOLDINGS	JPY	2,200.00	12,478,400.00	1.86
CHIBA BANK	JPY	7,000.00	5,481,000.00	0.82
COCA-COLA BOTTLERS JAPAN	JPY	1,000.00	4,425,000.00	0.66
COCOKARA FINE	JPY	600.00	4,086,000.00	0.61
CONCORDIA FINANCIAL GROUP	JPY	10,000.00	5,640,000.00	0.84
DAIFUKU	JPY	700.00	3,398,500.00	0.51
DAIKIN INDUSTRIES	JPY	500.00	6,635,000.00	0.99
DENSO	JPY	1,300.00	7,035,600.00	1.05
DIC	JPY	1,600.00	5,536,000.00	0.83
DISCO	JPY	400.00	7,564,000.00	1.13
DMG MORISEIKI	JPY	2,000.00	3,074,000.00	0.46
DON QUIJOTE HOLDINGS	JPY	1,000.00	5,320,000.00	0.79
EAST JAPAN RAILWAY	JPY	1,000.00	10,615,000.00	1.59
EIZO	JPY	800.00	3,852,000.00	0.58
FANUC	JPY	200.00	4,401,000.00	0.66
FP CORP	JPY	600.00	3,672,000.00	0.55
FUJI ELECTRIC HOLDINGS	JPY	8,800.00	7,427,200.00	1.11
FUKUOKA FINANCIAL GROUP	JPY	9,000.00	5,013,000.00	0.75
GLORY	JPY	1,100.00	3,410,000.00	0.51
GLP J-REIT	JPY	60.00	7,056,000.00	1.05
H.I.S.	JPY	1,000.00	3,340,000.00	0.50
HINO MOTORS	JPY	4,600.00	5,441,800.00	0.81
HITACHI	JPY	15,200.00	11,880,320.00	1.77
HITACHI CHEMICAL	JPY	2,000.00	4,470,000.00	0.67
HITACHI HIGH-TECHNOLOGIES	JPY	1,200.00	5,424,000.00	0.81
HITACHI TRANSPORT SYSTEM	JPY	1,200.00	3,405,600.00	0.51
HONDA MOTOR	JPY	2,000.00	6,506,000.00	0.97
HOSHIZAKI CORP	JPY	300.00	3,363,000.00	0.50
HOYA	JPY	1,400.00	8,818,600.00	1.32
J. FRONT RETAILING CO	JPY	3,600.00	6,073,200.00	0.91
JAPAN POST HOLDINGS	JPY	7,000.00	8,491,000.00	1.27

JGC	JPY	2,600.00	5,805,800.00	0.87
JXTG HOLDINGS	JPY	9,500.00	7,316,900.00	1.09
KANSAI PAINT	JPY	2,500.00	5,755,000.00	0.86
KAO	JPY	700.00	5,915,000.00	0.88
KEYENCE	JPY	100.00	6,256,000.00	0.93
KOMATSU	JPY	1,800.00	5,702,400.00	0.85
KUBOTA	JPY	3,300.00	5,751,900.00	0.86
KURITA WATER INDUSTRIES	JPY	1,900.00	6,004,000.00	0.90
KYOCERA	JPY	1,200.00	7,496,400.00	1.12
KYUDENKO	JPY	1,200.00	6,420,000.00	0.96
MABUCHI MOTOR	JPY	1,200.00	6,324,000.00	0.94
MAEDA CORP	JPY	5,000.00	6,370,000.00	0.95
MAKITA	JPY	800.00	3,972,000.00	0.59
MIMASU SEMICONDUCTOR	JPY	4,100.00	7,314,400.00	1.09
MITSUBISHI ELECTRIC	JPY	8,000.00	11,796,000.00	1.76
MITSUI FUDOSAN	JPY	4,000.00	10,696,000.00	1.60
MURATA MANUFACTURING	JPY	400.00	7,448,000.00	1.11
NAMCO BANDAI HOLDINGS	JPY	1,200.00	5,484,000.00	0.82
NGK SPARK PLUG	JPY	1,800.00	5,688,000.00	0.85
NIDEC	JPY	300.00	4,987,500.00	0.74
NIPPON GAS	JPY	500.00	3,230,000.00	0.48
NIPPON PROLOGIS REIT	JPY	10.00	2,298,000.00	0.34
NIPPON TELEGRAPH & TELEPHONE	JPY	3,000.00	15,108,000.00	2.26
NITTO DENKO	JPY	800.00	6,706,400.00	1.00
NOF	JPY	2,000.00	7,160,000.00	1.07
NOMURA RESEARCH INSTITUTE	JPY	1,400.00	7,518,000.00	1.12
NSK	JPY	2,900.00	3,314,700.00	0.50
NTT DOCOMO	JPY	2,400.00	6,774,000.00	1.01
OKAMOTO INDUSTRIES	JPY	5,500.00	6,957,500.00	1.04
OMRON	JPY	1,100.00	5,687,000.00	0.85
ORIX	JPY	5,600.00	9,811,200.00	1.47
OTSUKA	JPY	800.00	3,476,000.00	0.52
PANASONIC	JPY	3,800.00	5,675,300.00	0.85
PERSOL HOLDINGS	JPY	2,900.00	7,165,900.00	1.07
RECRUIT HOLDINGS	JPY	3,200.00	9,811,200.00	1.47
RESONA HOLDINGS	JPY	17,000.00	10,074,200.00	1.50
ROHM	JPY	800.00	7,440,000.00	1.11
SANWA HOLDINGS	JPY	3,200.00	3,756,800.00	0.56
SECOM	JPY	400.00	3,402,800.00	0.51
SEIKO EPSON	JPY	1,900.00	3,659,400.00	0.55
SEKISUI CHEMICAL	JPY	7,000.00	13,216,000.00	1.97
SHIMADZU	JPY	1,200.00	4,020,000.00	0.60
SHIN-ETSU CHEMICAL	JPY	1,300.00	12,834,900.00	1.92
SHIONOGI & CO	JPY	2,200.00	12,520,200.00	1.87
SMC	JPY	200.00	8,126,000.00	1.21
SOFTBANK GROUP	JPY	1,200.00	9,567,600.00	1.43
SOMPO HOLDINGS	JPY	2,100.00	9,408,000.00	1.41
SONY	JPY	1,900.00	10,761,600.00	1.61
SUMITOMO BAKELITE	JPY	6,500.00	6,942,000.00	1.04
SUMITOMO ELECTRIC INDUSTRIES	JPY	3,500.00	5,775,000.00	0.86
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GRP	JPY	3,600.00	15,501,600.00	2.32

SUZUKI MOTOR	JPY	1,400.00	8,565,200.00	1.28
TADANO	JPY	2,500.00	3,402,500.00	0.51
TDK	JPY	300.00	3,396,000.00	0.51
TERUMO	JPY	1,000.00	6,350,000.00	0.95
TOKAI TOKYO SECURITIES HOLDINGS	JPY	7,100.00	5,026,800.00	0.75
TOKIO MARINE HOLDINGS	JPY	1,900.00	9,866,700.00	1.47
TORAY INDUSTRIES	JPY	4,500.00	3,933,000.00	0.59
TOYOTA INDUSTRIES CORPORATION	JPY	900.00	5,589,000.00	0.83
TOYOTA MOTOR	JPY	4,000.00	28,680,000.00	4.28
TSURUHA HOLDINGS	JPY	200.00	2,778,000.00	0.41
YOKOGAWA ELECTRIC	JPY	3,000.00	5,916,000.00	0.88
			653,719,220.00	97.63
投資有価証券合計			**653,719,220.00**	**97.63**
現金預金			16,230,419.98	2.42
その他の純負債			(382,087.70)	(0.05)
純資産合計			**669,567,552.28**	**100.00**

中間財務書類に対する注記(2018年６月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

ａ）一般事項

当中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則および同国において適用される法定の報告要件にしたがい表示されています。

ファンドの目論見書において規定されているとおり、各クラスの受益証券の純資産価格は各取引日において管理会社により算定されます。各サブファンドの取引日は以下のとおりです。

ルクセンブルグ、英国および日本の銀行営業日である日：

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド

ｂ）各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、当期間末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

ｃ）資産の評価

(１)金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、係る取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、係る有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

(２)金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。

(３)取引値が入手できない有価証券または(１)および／または(２)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会により合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

(４)短期流動資産は、償却原価法で評価されます。

(５)オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な１口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。

(６)規制市場、ＥＵ域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。

(７)手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で評価されます。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、係る評価額は、これらの資産の実質価額を反映するために管理会社の取締役会が判断した金額を控除することにより決定されます。

ｄ）投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、加重平均原価に基づき計算され、運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

ｅ）組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

ｆ）収益

配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

ｇ）為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定されます。

ｈ）差金決済取引（「ＣＦＤ」）の評価

ＣＦＤは、原資産の評価日と取得日の価格間の差異に基づき、評価されます。

ｉ）先物取引およびＣＦＤの認識

各純資産価額の計算時において、先物取引およびＣＦＤにかかる追加証拠金は、相手方の銀行口座により先渡取引関連の実現売買損益勘定に直接計上されます。

ｊ）先物取引およびＣＦＤの会計処理

先物取引およびＣＦＤにかかる未実現評価利益および損失は、各未決済先物取引またはＣＦＤの日々の時価評価額の増加／減少相当額の現金受領／支払いを通じて日々決済されます。当該現金は、「現金預金」の項目で純資産計算書において計上され、それに対応する金額が「先渡取引に係る実現純利益／(損失)」の項目で運用計算書および純資産変動計算書において計上されます。

ｋ）分配金支払

管理会社はすべての配当金・利息および実現純キャピタル・ゲインから分配を行うことができます。また、合理的な分配水準の維持のため必要と考えられる場合、未実現のキャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うこともできます。

サブファンドまたはクラス毎に適用される分配方針は目論見書に記載されています。

分配金の水準は予想される純投資収益を超過する場合があります。したがって、投資家は、受取る分配金には元本の払戻しの要素が含まれる場合があり、この要素が元本の増加を上回った場合にはかかるサブファンドの純資産価額は低下することに留意する必要があります。

分配の結果、純資産がルクセンブルグの法律で定められた最低額を下回ることとなる場合には分配は行われません。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金は、失効し、かかるサブファンドまたはクラスに返戻されます。

１）取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、2018年６月30日に終了する期間の運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。係る税金は、機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブファンドの資産から、各サブファンド／クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド：

クラスＰ　ＪＰＹ受益証券：年率0.40%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注４－その他の未払報酬

2018年６月30日現在、その他の未払報酬には、保管報酬、管理事務報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注５－申込手数料および買戻手数料

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐日本株オポチュニティーズ・ファンド　すべてのクラス

各サブファンドの受益証券は、１口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課すことができます。その場合、解約留保金は、受益証券１口当たり純資産額の２%を超過してはなりません。

注６－先渡取引

2018年６月30日現在、以下の差金決済取引(ＣＦＤ)が未決済でした。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－日本株オポチュニティーズ・ファンド

銘柄	数量	通貨	日本円での残高
Familymart Uny Holdings	-300	JPY	-3,645,000.00
Mitsubishi UFJ Financial Group	24,000	JPY	15,124,800.00
Osaka Gas	-3,000	JPY	-6,858,000.00
Seven & I Holdings	2,200	JPY	10,597,400.00

注７－為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。

2018年６月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－日本株オポチュニティーズ・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
USD	29,913.60	JPY	3,278,650.00	2018/07/31

2018年６月30日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は、24,314.25円であり、純資産計算書に含まれています。

注８－投資対象売却に係る実現純利益／(損失)の詳細

2018年６月30日に終了した期間の投資対象売却に係る実現純利益／(損失)の詳細は、以下のとおりです。

	実現利益	実現(損失)	実現純利益／(損失)
JPY	54,926,390.98	(9,594,484.43)	45,331,906.55

注９－投資有価証券に係る未実現純評価利益／(損失)の変動の詳細

2018年６月30日に終了した期間の投資対象に係る未実現純評価利益／(損失)の変動の詳細は、以下のとおりです。

	未実現利益の変動	未実現(損失)の変動	未実現純評価利益／(損失)の変動
JPY	12,562,262.00	(96,510,442.00)	(83,948,180.00)

「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2018年９月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

純資産計算書

2018年９月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価(注１)	14,150,010,844.00
投資に係る未実現純利益／損失	170,763,507.00
投資有価証券時価評価額(注１)	14,320,774,351.00
現金預金(注１)	2,514,008,705.00
預金(注１)	1,750,000,000.00
未収利息、純額	55,567,015.00
	18,640,350,071.00
負債	

未払管理報酬および投資顧問報酬(注３)	888,430.00
未払年次税(注２)	485,071.00
為替予約取引に係る未実現純損失(注１,８)	194,737,811.00
その他の未払報酬(注５)	2,440,337.00
	198,551,649.00
2018年９月30日現在純資産合計	**18,441,798,422.00**
2017年９月30日現在純資産合計	**16,282,368,862.00**
2016年９月30日現在純資産合計	**12,621,916,450.00**

運用計算書および純資産変動計算書
2018年９月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	**16,282,368,862.00**
収益	
債券利息、純額(注１)	84,367,721.00
預金利息	27,484.00
	84,395,205.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	10,098,252.00
保管報酬、銀行手数料および利息	5,851,573.00
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	5,038,562.00
サービス報酬(注４)	5,014,571.00
年次税(注２)	1,715,096.00
取引費用(注１)	338,935.00
	28,056,989.00
投資純利益／損失	**56,338,216.00**
- 投資有価証券売却(注１)	313,801,486.00
- 為替取引(注１)	-58,963,169.01
- 為替予約取引	-264,465,698.00
- 先渡取引(注１)	-258,749.99
実現純利益／損失	**46,452,085.00**
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
- 投資有価証券(注１)	-224,863,438.00
- 為替予約取引	148,047,119.00
運用による純資産の増加／減少	**-30,364,234.00**
投資証券発行手取額	23,412,289,123.00
投資証券買戻費用	-21,222,494,481.00
分配金支払(注１,９)	-848.00
期末現在純資産額	**18,441,798,422.00**

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2018年９月30日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
Ｉ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				

0.383% WESTPAC BANKING 14/19 '10' -SR-	JPY	600,000,000.00	600,729,000.00	3.26
0.407% COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 14/19 '8' -SR-	JPY	500,000,000.00	500,815,000.00	2.72
0.439% BNP PARIBAS AUSTRALIA 14/19 S6 -SR-	JPY	100,000,000.00	100,289,000.00	0.54
2.31% TOYOTA FINANCE AUSTRALIA 15/18 -SR-	AUD	2,771,000.00	226,366,557.00	1.23
4.16% TOYOTA FINANCE AUSTRALIA 13/18 '153' -SR-S	AUD	2,071,000.00	169,682,169.00	0.92
			1,597,881,726.00	**8.67**
カナダ				
1.42% DAIMLER CANADA FINANCE 15/18 -SR-	CAD	4,605,000.00	399,155,022.00	2.16
2.77% RBC 13/18 -SR-	CAD	2,544,000.00	220,897,392.00	1.20
2.78% WELLS FARGO CANADA 13/18 -SR-	CAD	4,150,000.00	360,070,573.00	1.95
2.795% FC DES JARDINS 13/18 -SR-	CAD	3,000,000.00	260,304,982.00	1.41
2.8% TOYOTA CREDIT CANADA 13/18 -SR-	CAD	2,280,000.00	197,851,549.00	1.07
2.89% ROYAL BANK OF CANADA 13/18 -SR-	CAD	4,776,000.00	414,095,049.00	2.25
			1,852,374,567.00	**10.04**
フィンランド				
0.434% OP CORPORATE BANK 14/19 '4' -SR-	JPY	400,000,000.00	400,956,000.00	2.17
			400,956,000.00	**2.17**
フランス				
FRN BPCE 13/18 '3' -SR-	JPY	300,000,000.00	300,165,000.00	1.63
FRN CREDIT AGRICOLE 15/19 -SR-	JPY	500,000,000.00	499,397,500.00	2.71
0.55% BPCE 14/19 '7' -SR-	JPY	100,000,000.00	100,343,000.00	0.54
0.755% BFCM 13/18 S9 -SR-	JPY	400,000,000.00	400,140,000.00	2.17
0.793% BPCE 13/18 '5' -SR-	JPY	100,000,000.00	100,143,500.00	0.54
			1,400,189,000.00	**7.59**
オランダ				
0.557% RABOBANK 13/18 -SR- '23'	JPY	200,000,000.00	200,228,000.00	1.09
3.25%　BMW FINANCE 12/19	EUR	1,500,000.00	200,384,325.00	1.09
			400,612,325.00	**2.18**
ノルウェー				
FRN DNB BANK 14/19 '1' -SR-	JPY	500,000,000.00	499,790,000.00	2.71
			499,790,000.00	**2.71**
韓国				
2.00% INDUSTRIAL BANK OF KOREA 13/18 -SR- S	EUR	2,000,000.00	264,965,369.00	1.44
			264,965,369.00	**1.44**
スウェーデン				
3.00% SBAB BANK 13/18 '633' -SR-	SEK	25,000,000.00	320,998,472.00	1.74
			320,998,472.00	**1.74**
スイス				
0.285% CREDIT SUISSE 15/18 '9' -SR-	JPY	400,000,000.00	400,164,000.00	2.17
			400,164,000.00	**2.17**
イギリス				
2.00% SANTANDER UK 14/19 -SR-S	EUR	2,000,000.00	266,163,481.00	1.44
			266,163,481.00	**1.44**
アメリカ合衆国				
4.50% METROPOLITAN LIFE GLOBAL 14/19 -SR-	AUD	975,000.00	80,529,078.00	0.44
			80,529,078.00	**0.44**
合計Ⅰ.			**7,484,624,018.00**	**40.59**
Ⅱ. その他の譲渡性のある有価証券				

債券				
オーストラリア				
2.48% CD BANK OF COMMONWEALTH (AUSTRALIA) 18/18 -SR-	USD	3,800,000.00	430,313,527.00	2.33
			430,313,527.00	**2.33**
フランス				
FRN BFCM 13/18 '4' -SR-	JPY	100,000,000.00	100,014,500.00	0.54
			100,014,500.00	**0.54**
スイス				
0.00% CITY OF LAUSANNE 18/18 -SR-	CHF	2,000,000.00	232,294,821.00	1.26
			232,294,821.00	**1.26**
合計Ⅱ.			**762,622,848.00**	**4.13**
Ⅲ. 短期金融商品				
ベルギー				
C. PAP. ANHEUSER-BUSCH INBEV 28/09/18	EUR	3,100,000.00	409,950,212.00	2.22
			409,950,212.00	**2.22**
フランス				
C. PAP. BANK OF CHINA (FR) 26/10/18	USD	3,000,000.00	339,148,557.00	1.84
			339,148,557.00	**1.84**
香港				
CD BANK OF EAST ASIA 12/10/18 -SR-	USD	3,500,000.00	396,025,773.00	2.15
CD CHINA CONSTRUCTION BANK (HK) 18/12/18	EUR	1,000,000.00	132,274,734.00	0.72
			528,300,507.00	**2.87**
日本				
TBI JAPAN 10/12/19 '782' -SR-	JPY	1,500,000,000.00	1,500,412,500.00	8.14
TBI JAPAN 17/12/18 '783' -SR-	JPY	500,000,000.00	500,187,500.00	2.71
			2,000,600,000.00	**10.85**
ルクセンブルグ				
C. PAP. AGRICULTURAL BANK OF CHINA (LU) 23/09/19	EUR	1,500,000.00	198,155,538.00	1.07
C. PAP. ICBC (LU) 28/09/18	EUR	1,000,000.00	132,242,004.00	0.72
CD ICBC (LU) 24/01/19	EUR	2,500,000.00	330,770,048.00	1.79
			661,167,590.00	**3.58**
シンガポール				
CD SUMITOMO MITSUI BANKING (SG) 09/10/18	HKD	30,000,000.00	434,615,321.00	2.36
			434,615,321.00	**2.36**
韓国				
CD KEB HANA BANK 10/10/18	USD	4,000,000.00	452,728,584.00	2.45
			452,728,584.00	**2.45**
スウェーデン				
C. PAP. ASSA ABLOY FINANCIAL SERVICES 12/12/18	SEK	25,000,000.00	320,973,778.00	1.74
			320,973,778.00	**1.74**
イギリス				
C. PAP. AVIVA 15/11/18	EUR	3,000,000.00	396,894,621.00	2.15
C. PAP. CARNIVAL 19/10/18	EUR	1,000,000.00	132,251,949.00	0.72
			529,146,570.00	**2.87**
アメリカ合衆国				
C. PAP. HONEYWELL INTERNATIONAL 19/11/18	EUR	3,000,000.00	396,896,366.00	2.15
			396,896,366.00	**2.15**
合計Ⅲ.			**6,073,527,485.00**	**32.93**

投資有価証券合計	**14,320,774,351.00**	**77.65**
現金預金	2,514,008,705.00	13.63
預金	1,750,000,000.00	9.49
その他の純負債	-142,984,634.00	-0.77
純資産合計	**18,441,798,422.00**	**100.00**

財務書類に対する注記(2018年９月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

各サブファンドの資産の評価

１．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格または一時点の公正な価格で評価されます。

２．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

３．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。

４．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先渡契約(先物およびＣＦＤ)およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先渡契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。

５．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。

- **直近の取得可能な１口当たり純資産価格**
- **推定される直近の１口当たり純資産価格**

６．短期金融商品は、利息込みの額面価額での償却原価法または「時価評価法」により評価されます。

７．未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

８．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

特定のサブファンドにおける特有の評価

「ショートターム・マネー・マーケット(CHF、EUR、JPYおよびUSD)」において、未上場の有価証券は「モデル評価法」で評価されます。この計算ではリスクフリー・レートとの利回り格差が考慮されます。市場の相場がある有価証券は「時価評価法」で評価されます。

投資有価証券の売却に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、加重平均原価に基づき計算されます。

組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートでサブファンドの通貨に換算されます。

収益

配当金は落ち日に計上され、利息は発生主義で計上されます。

分配金支払

ファンドの取締役会はサブファンドおよびサブクラス毎で異なる分配方針を定めることができます。また、暫定的な分配を決定することができます。ファンドは、投資純利益、実現売買益、未実現売買益および元本を分配することができます。したがって、投資家は分配が事実上ファンドの純資産価額を減じる可能性があることを認識する必要があります。ファンドの純資産が125万ユーロを下回ることとなる分配を行うことはできません。ファンドは同一の制限内で無償での投資証券による分配を行うことができます。支払日から５年以内に請求がない分配はその請求権が喪失し、サブファンドまたは関連するサブクラスの投資証券に返戻されます。

期末の純資産価額

2018年９月30日付のサブファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額は、2018年９月28日の最終価格による評価に基づき決定されました。

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料に加え、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、かつ、運用計算書および純資産変動計算書に含められ、2018年９月30日に終了する年度を対象とします。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するルクセンブルグの所得税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課せられます。ただし、本年次税は法第174条(2)による機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。

以下のサブファンドは年次税が免除されます。

- その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの
- その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数のシェアクラスがあるサブファンドの場合、上記の要件を満たすクラスのみ免除されます。

また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2018年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ(上限)	クラスＪ(上限)	クラスＰ(上限)	クラスＲ(上限)	クラスＺ(上限)	クラスＥ(上限)
ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.15%	0.10%	0.30%	0.60%	0.00%	-

注４－サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。

2018年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.10%	-

注５－その他の未払報酬

2018年９月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、サービス報酬およびその他の税金が含まれています。

注６－申込価格、買戻価格ならびに転換価格

各サブファンド(またはサブクラス)の発行価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。当該価格は仲介手数料(当該サブファンドの１口当たり純資産価額の５％を上限とし、仲介業者および販売業者に支払われます)が加算されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。当該発行価格は各種税金が加算されます。

各サブファンド(またはサブクラス)の買戻価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。仲介業者および販売業者への手数料(１口当たり純資産価額の３％上限)は当該金額から控除されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。買戻価格は各種税金が減じられます。

著しく大量の取引額、市場の混乱その他ファンドの取締役会が発行・スイッチング時の既存受益者または買戻・スイッチング時の残存受益者の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合など特殊な状況下において、ファンドの取締役会は純資産価額の最大２％の「解約留保金」を徴する権限を有しています。

取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－先物取引

2018年９月30日現在、以下の先物取引が未決済でした。

ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

	満期日	通貨	約定金額(円)
売建 10.00 Japan 3M Euro JPY	2018/12/17	JPY	-250,000,000.00

注８－為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。

2018年９月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

通貨	購入	通貨	売却	満期日
JPY	483,638,602.00	AUD	5,935,956.92	2019/04/16
JPY	1,817,765,460.00	CAD	21,623,473.10	2018/12/11
JPY	221,823,879.00	CHF	2,000,000.00	2018/11/05
JPY	2,674,232,045.00	EUR	20,628,750.00	2019/09/24
JPY	421,081,331.00	HKD	30,000,000.00	2018/10/09
JPY	643,052,204.00	SEK	50,750,000.00	2018/12/12
JPY	1,678,647,643.00	USD	15,348,428.89	2018/11/05
USD	1,000,000.00	JPY	111,694,430.00	2018/10/18

2018年９月30日現在のこれらの契約に係る未実現純損失は、194,737,811.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注９－分配金支払

2017年12月４日、投資主総会にて分配金は以下のように決定されました。

ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＰdy投資証券　１口当たり7.56円

分配金は2017年12月５日を落ち日、2017年12月11日を支払日として支払われました。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年１月31日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	567,065,503円
Ⅱ　負債総額	9,659,264円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	557,406,239円
Ⅳ　発行済口数	413,164,552口
Ⅴ　１万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	13,491円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(１)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(２)(１)の申請のある場合には、(１)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(１)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(３)(１)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

７　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

2019年２月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株　A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株　A種優先株式：763株)

最近５年間における資本金の額の増減：2018年10月10日付で２億円から14億円に増加

2018年12月７日付で14億円から２億円に減少

(２)委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2019年２月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	104	1,447,759,864,589
単位型株式投資信託	19	88,175,153,929
合計	123	1,535,935,018,518

3【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2018年１月１日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		1,525,089	3,711,860
前払費用		60,122	79,027
未収委託者報酬		1,532,316	1,685,428
未収還付法人税等		-	83,663
未収収益		696,208	263,070
繰延税金資産		339,084	253,349
その他		8,072	11,075
流動資産計		4,160,893	6,087,475
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※1	210,479	194,447
器具備品	※1	133,271	126,555
有形固定資産合計		343,751	321,002
無形固定資産			
ソフトウェア		61,790	50,121
その他		831	831
無形固定資産合計		62,622	50,953
投資その他の資産			
投資有価証券		4,119	5,190
長期差入保証金		284,554	284,554
繰延税金資産		512,781	532,044
投資その他の資産合計		801,454	821,788
固定資産計		1,207,828	1,193,745
資産合計		5,368,721	7,281,220

(単位：千円)

	第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	29,125	32,961
未払金		
未払手数料	861,397	907,510
その他未払金	297,619	264,097
未払法人税等	387,407	-
賞与引当金	937,113	588,498
その他	50,083	103,729

流動負債合計		2,562,746	1,896,797
固定負債			
長期借入金	※２	-	2,400,000
退職給付引当金		302,281	360,643
資産除去債務		81,345	81,540
固定負債合計		383,627	2,842,183
負債合計		2,946,374	4,738,981
純資産の部			
株主資本			
資本金		200,000	200,000
利益剰余金			
利益準備金		50,000	50,000
その他利益剰余金		2,171,640	2,292,176
繰越利益剰余金		2,171,640	2,292,176
利益剰余金合計		2,221,640	2,342,176
株主資本合計		2,421,640	2,542,176
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		707	62
評価・換算差額等合計		707	62
純資産合計		2,422,347	2,542,239
負債・純資産合計		5,368,721	7,281,220

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自　2017年１月１日 至　2017年12月31日)	第34期 (自　2018年１月１日 至　2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,705,428	14,781,311
その他営業収益	1,217,445	1,302,354
営業収益計	15,922,874	16,083,665
営業費用		
支払手数料	9,345,108	9,004,895
広告宣伝費	313,373	336,376
調査費		
調査費	145,561	163,385
委託調査費	906,242	1,340,587
委託計算費	368,263	394,917
営業雑経費		
通信費	48,335	54,988
印刷費	275,003	263,151
諸会費	11,174	12,423
図書費	2,693	2,948
諸経費	3,383	4,528
営業費用計	11,419,141	11,578,202

一般管理費			
給料			
役員報酬		128,559	120,350
給料・手当		1,736,346	1,856,527
賞与	※１	253,627	474,775
賞与引当金繰入		882,289	488,893
旅費交通費		132,367	127,937
租税公課		58,084	66,628
不動産賃借料		326,527	347,815
退職給付費用	※２	94,619	236,714
固定資産減価償却費		75,270	73,103
消耗器具備品費		20,504	18,691
人材採用費		22,258	35,910
修繕維持費		34,385	32,905
諸経費		165,017	177,587
一般管理費計		3,929,857	4,057,841
営業利益		573,875	447,621
営業外収益			
受取利息		49	50
投資有価証券売却益		1,521	-
法人税等還付加算金		4,048	-
その他		2,240	3,048
営業外収益計		7,860	3,099
営業外費用			
支払利息	※３	-	10,250
為替差損		-	14,411
その他		1,062	2,561
営業外費用計		1,062	27,222
経常利益		580,672	423,498
税引前当期純利益		580,672	423,498
法人税、住民税及び事業税		363,369	79,910
法人税等調整額		△168,270	66,756
法人税等合計額		195,099	146,666
当期純利益		385,573	276,832

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	1,786,067	1,836,067	2,036,067	1,114	1,114	2,037,181
当期変動額								

当期純利益	-	-	385,573	385,573	385,573	-	-	385,573
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	△407	△407	△407
当期変動額合計	-	-	385,573	385,573	385,573	△407	△407	385,165
当期末残高	200,000	50,000	2,171,640	2,221,640	2,421,640	707	707	2,422,347

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

(千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
						繰越利益剰余金	
当期首残高	200,000	-	-	-	50,000	2,171,640	2,221,640
当期変動額							
新株の発行	1,200,000	1,200,000	-	1,200,000	-	-	-
資本金から剰余金への振替	△1,200,000	-	1,200,000	1,200,000	-	-	-
準備金から剰余金への振替	-	△1,200,000	1,200,000	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2,400,000	△2,400,000	-	△156,295	△156,295
当期純利益	-	-	-	-	-	276,832	276,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	120,536	120,536
当期末残高	200,000	-	-	-	50,000	2,292,176	2,342,176

(千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	2,421,640	707	707	2,422,347
当期変動額					
新株の発行	-	2,400,000	-	-	2,400,000
資本金から剰余金への振替	-	-	-	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-	-	-	-
自己株式の取得	△2,556,295	△2,556,295	-	-	△2,556,295
自己株式の処分	2,556,295	-	-	-	-
当期純利益	-	276,832	-	-	276,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	△644	△644	△644
当期変動額合計	-	120,536	△644	△644	119,891

当期末残高	-	2,542,176	62	62	2,542,239

重要な会計方針

区分	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員及び役員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会)
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会)

(１)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便宜の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(２)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　275,494千円 器具備品　306,543千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　298,168千円 器具備品　335,627千円
※２　関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 -	※２　関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 長期借入金　2,400,000千円

(損益計算書関係)

第33期 自　2017年１月１日 至　2017年12月31日	第34期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日
※１　従業員及び役員の賞与であります。	※１　従業員及び役員の賞与であります。
※２　従業員及び役員の退職給付費用であります。	※２　従業員及び役員の退職給付費用であります。
※３　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 -	※３　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払利息　10,250千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度期首 株式数 (株)	第33期 増加株式数 (株)	第33期 減少株式数 (株)	第33期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度期首 株式数 (株)	第34期 増加株式数 (株)	第34期 減少株式数 (株)	第34期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800

A種優先株式　(注１)	-	763	-	763
合計	800	763	-	1,563
自己株式				
普通株式　(注２),(注３)	-	800	800	-
合計	-	800	800	-

(注１)A種優先株式の発行済株式総数の増加763株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。
(注２)普通株式の自己株式の株式数の増加800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の取得による増加であります。
(注３)普通株式の自己株式の株式数の減少800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の処分による減少であります。

２．配当に関する事項
(１)配当金支払額
該当事項はありません。

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)
第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)
１．ファイナンス・リース取引(借主側)
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	285,676千円
１年超	569,660千円
合計	855,336千円

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)
１．ファイナンス・リース取引(借主側)
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	285,575千円
１年超	284,085千円
合計	569,660千円

(金融商品に関する注記)
第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)
１．金融商品の状況に関する事項
(１)金融商品に対する取組方針
余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)2017年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,525,089	1,525,089	-
未収委託者報酬	1,532,316	1,532,316	-
未払手数料	861,397	861,397	-
その他未払金	297,619	297,619	-

(２)金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額284,554千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	1,525,089	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,532,316	-	-	-	-	-

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

長期借入金は、返済日は最長で決算日後９年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)2018年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,711,860	3,711,860	-
未収委託者報酬	1,685,428	1,685,428	-
未払手数料	907,510	907,510	-
その他未払金	264,097	264,097	-
長期借入金	2,400,000	2,420,336	20,336

(２)金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額284,554千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,711,860	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,685,428	-	-	-	-	-

(５)長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	-	-	-	-	1,200,000	1,200,000

(有価証券関係)

第33期(2017年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,800	2,868	1,068
	小計	1,800	2,868	1,068
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,300	1,250	△49
	小計	1,300	1,250	△49
合計		3,100	4,119	1,019

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	6,288	1,521	-
合計	6,288	1,521	-

第34期(2018年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	700	1,367	667
	小計	700	1,367	667
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	4,400	3,822	△577
	小計	4,400	3,822	△577
合計		5,100	5,190	90

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

退職給付債務の期首残高	1,621,013
勤務費用	62,729

利息費用	4,850
数理計算上の差異の発生額	△4,375
退職給付の支払額	△76,576
退職給付債務の期末残高	1,607,639

(２)年金資産の期首残高と期末残高との調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,228,980
期待運用収益	12,289
数理計算上の差異の発生額	55,244
事業主からの拠出額	8,843
年金資産の期末残高	1,305,358

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,607,639
年金資産	1,305,358
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	302,281

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	62,729
利息費用	4,850
期待運用収益	△12,289
数理計算上の差異の費用処理額	△59,620
退職給付制度に係る退職給付費用	△4,330

(５)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	32.30%
投資証券	34.50%
株式	2.00%
その他	31.00%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.30%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,950千円であります。

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,607,639
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
数理計算上の差異の発生額	6,340
退職給付の支払額	△80,089
退職給付債務の期末残高	1,601,447

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,305,358
期待運用収益	13,053
数理計算上の差異の発生額	△69,618
事業主からの拠出額	△7,988
年金資産の期末残高	1,240,804

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,601,447
年金資産	1,240,804
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	360,643

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
期待運用収益	△13,053
数理計算上の差異の費用処理額	75,959
退職給付制度に係る退職給付費用	130,463

(５)年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	16.08%
投資証券	34.05%
株式	6.52%
その他	43.35%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.30%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は106,250千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	469,362	481,703
未払事業税否認	23,712	1,571
未確定債務	-	28,714
賞与引当金損金算入限度超過額	299,785	189,701
資産除去債務	18,951	19,967
その他	40,367	63,763
繰延税金資産小計	852,178	785,421
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	852,178	785,421
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	312	27
繰延税金負債小計	312	27
繰延税金資産合計(純額)	851,865	785,394

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期 (2017年12月31日現在)		第34期 (2018年12月31日現在)	
法定実効税率	30.80%	法定実効税率	30.86%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2.40%	交際費等永久に損金算入されない項目	3.10%
住民税均等割	-	住民税均等割	0.89%
評価性引当金	-	評価性引当金	-
税額控除	-	税額控除	△1.43%
その他	0.20%	その他	1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.60%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.63%

(資産除去債務関係)

第33期(2017年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,151千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	193千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,345千円

第34期(2018年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,345千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	194千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,540千円

(セグメント情報等)

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	14,705,428千円	401,758千円	815,687千円	15,922,874千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	14,781,311千円	579,781千円	722,573千円	16,083,665千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第33期(自　2017年１月１日　至　2017年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	52,799	未払金	-

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	644,985	未払金	69,905
							運用手数料の受取(注２)	483,873	未収収益	416,082
							翻訳事務手数料の受取(注３)	12,234	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	214,132	未払金	49,143
							翻訳事務手数料の受取(注３)	1,448	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネ−ジメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注２)	47,124	未払金	20,625
							運用手数料の受取(注２)	126,975	未収収益	20,087
							翻訳事務手数料の受取(注３)	54,217	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメント(ホンコン)リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注４)	68,941	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注３)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

ピクテ　アジア　プライベート　リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	60,347	未払金	-
親会社(注７)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	第三者割当による優先出資の発行(注２)	2,400,000	-	-
							長期借入金の借入(注３)	2,400,000	長期借入金	2,400,000
							自己株式の処分(注４)	-	-	-
							利息の支払(注５)	10,250	未払金	10,250
親会社(注７)	ピクテ アジア プライベート リミテッド	シンガポール	CHF1,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	自己株式の取得(注６)	2,556,295	-	-

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注８)	1,011,629	未払金	83,539
							運用手数料の受取(注８)	145,652	未収収益	12,188
							翻訳事務手数料の受取(注９)	60,499	未収収益	48,263
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注８)	253,677	未払金	47,947
							翻訳事務手数料の受取(注９)	1,448	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネ－ジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注８)	75,280	未払金	9,884
							運用手数料の受取(注８)	314,207	未収収益	30,753
							翻訳事務手数料の受取(注９)	54,217	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注10)	31,773	未収収益	18,949

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)第三者割当による優先出資の発行については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注３)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
(注４)自己株式の処分については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注５)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注６)自己株式の取得については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注７)2018年12月13日付で当社の親会社はピクテ　アジア　プライベート　リミテッドからピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエーへ異動しております。
(注８)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注９)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注10)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)
ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第33期 自　2017年１月１日 至　2017年12月31日		第34期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日	
１株当たり純資産額	3,027,934円85銭	１株当たり純資産額(注１)	3,055,757円62銭
１株当たり当期純利益	481,966円86銭	１株当たり当期純利益(注２)	285,008円40銭
損益計算書上当期純利益	385,573千円	損益計算書上当期純利益	276,832千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	385,573千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	276,832千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数	―	期中平均株式数	971株
普通株式	800株	普通株式	797株
普通株式と同等の株式	―	普通株式と同等の株式	173株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注１)１株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注２)Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

定款の変更

2018年10月5日付株主総会により発行可能株式数および発行可能種類株式数、Ａ種優先株式の内容、並びに種類株主総会の決議を要しない事項について決議し、定款の変更を行いました。

出資の状況

2018年10月10日に委託会社のグループ会社であるピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エーに対してＡ種優先株式を763株発行し、資本金は２億円から14億円へ、資本準備金は０円から12億円へと変化しました。その後、2018年12月７日に資本金を14億円から２億円へ、資本準備金を12億円から０円へと減少させ、同年12月12日にピクテ・アジア・プライベート・リミテッドからその所有する委託会社の普通株式800株を買戻し、当該普通株式800株をピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エーに譲渡しました。

委託会社の株主の状況は、「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　１　ファンドの性格　(３)ファンドの仕組み　②委託会社の概況」に記載のとおりです。

事業譲渡または事業譲受その他の重要事項

提出日前１年以内において、該当する事実はありません。

(２)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容

株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※2018年３月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※2018年３月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

※2018年３月末日現在

2【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(２)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

１　目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称することがあります。

２　金融商品取引法第15条第２項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

(１)図案およびキャッチコピー(図案については交付目論見書本文に記載することもあります。)
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分のうちファンドが該当する事項ならびに商品分類および属性区分の定義が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨
(４)当該交付目論見書の使用開始日
(５)ファンドに関する詳細情報の入手方法について、委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページおよび携帯サイトに関する事項
(６)金融商品取引法第15条第３項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
(７)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(８)ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
(９)ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
(10)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
(11)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
(12)委託会社の名称、ロゴマーク、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、運用する投資信託財産の合計純資産総額、加入協会およびファンドの運用の指図を行う者である旨
(13)受託会社の名称ならびにファンドの財産の保管および管理を行う者である旨

３　本書で使用している「発行価格」、「申込価額」ならびに「取得」、「取得申込」、「解約」、「解約請求」および「信託報酬」などを交付目論見書においてそれぞれ「購入価額」ならびに「購入」、「購入時」、「換金」、「換金申込」および「運用管理費用」などと記載することがあります。

４　請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

(１)ファンドの名称、愛称
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類のうちファンドが該当する事項
(４)当該請求目論見書の使用開始日
(５)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(６)委託会社の名称およびロゴマーク

５　請求目論見書にファンドの投資信託約款を掲載することがあります。

６　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年３月８日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2019年２月27日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コースの2018年７月18日から2019年１月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コースの2019年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。